

# 文教厚生常任委員会会議録

[平成22年 4月26日開催]

南あわじ市議会

# 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成22年 4月26日  
午後 1時30分 開会  
午後 3時17分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

委 員 長	楠 和 廣
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一
委 員	小 島 一
議 長	川 上 命

### 欠席委員

なし

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	淵 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	塚 本 圭 右

市民生活部長	堀	川	雅	清
健康福祉部長	郷		直	也
教育部長	奥	村	智	司
市民生活部次長	細	川	貴	弘
健康福祉部次長	藤	本	政	春
教育部次長	岸	上	敏	之
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	垣	本	義	博
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	小	坂	利	夫
健康福祉部保険課長	馬	部	総	一郎
健康福祉部健康課長	中	濱	素	三子
健康福祉部少子対策課	福	原	敬	二
教育委員会教育総務課長	片	山	勝	義
教育委員会学校教育課長	三	谷	高	資
教育委員会人権教育課長	大	谷	武	司
教育委員会生涯学習 文化振興課長	橋	本	浩	嗣
青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
清掃センター所長	細	川	協	大
衛生センター所長				

## Ⅱ. 会議に付した事件

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 所管事務調査について……………               | 4  |
| (1) 教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について |    |
| (2) 人権施策について                     |    |
| (3) 税の賦課徴収について                   |    |
| (4) 医療体制と健康づくりの推進について            |    |
| (5) 青少年の健全育成について                 |    |
| (6) 福祉対策について                     |    |
| (7) 介護保険と高齢化社会対策について             |    |
| (8) 生活環境の整備推進について                |    |
| 2. その他……………                      | 36 |

## Ⅲ. 会議録

# 文教厚生常任委員会

平成22年 4月26日(月)

(開会 午後 1時30分)

(閉会 午後 3時17分)

○楠 和廣委員長 皆さんこんにちは。

今日は文教厚生常任委員会、午後の開催ということで、定刻、議員各位にはまた、執行部の方々にはご出席をいただきましてありがとうございます。

今年の春はご覧のとおり寒暖の差が非常に激しいということで天候不順の感じがし、また連日、野菜の価格の高騰が報じられているところでございます。消費者にとっては悩みの種でございますが、我が南あわじ市の生産農家にとっては明るい情報かと思えます。そういったぶんで、少しでも産業が元気になればと願うところでございます。

それではただ今より、文教厚生常任委員会を始めさせていただきますが、先般4月1日に人事異動がございまして、新しい職員が担当課に配属され、また引き続いて担当される方々もございまして、そういったことで審査に入る前に前の方より自己紹介をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

(執行部自己紹介)

○楠 和廣委員長 ありがとうございます。

新しく配属なった方もございますので、委員のほうを紹介いたします。

(委員自己紹介)

○楠 和廣委員長 ありがとうございます。また今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは所管事務調査についての審査審議に入るわけでございますが、お諮りいたします。一括で進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○楠 和廣委員長 執行部の方、よろしいでしょうか。

それでは（１）から（８）まで一括で審査審議をしたいと思います。

質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

久米委員。

○久米啓右委員           それでは民生委員に関する事、お尋ねします。

民生委員さんはこの１１月に任期が来るということで、その対応が必要かと思えますけれども、その日程とか分かっておりましたらお教えいただきたいと思えます。

○楠 和廣委員長           福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子）           日程なんですけども、明日、県のほうで今年初めての説明会がございます。そこで日程等が決まってくるわけがございますけども、前回の平成１９年度改選したときの日程で申しますと、まず連合自治会のほうに説明を行いまして各単位自治会へ推薦依頼をします。それが前回８月に推薦の締め切りがなっておりました。

自治会からの推薦後に県のほうに退職者の予定数と新しい方を推薦ということで報告をします。９月に民生委員候補者に協力員、１人の民生委員の方に２名の協力員がいるんですけども、協力員を民生委員候補者に依頼をします。それが９月でした。推薦委員会の開催、これも９月、まだ今から日程を決めていきますけども、９月にします。県に報告して、それで県のほうで社会福祉審議会等で審議をしていただいて、国に上申していただくという段取りになってます。

それで国のほうから今度は民生委員の方が決まれば、県で１２月に辞令交付式があります。この辞令交付式は会長さんとか代表の方が行かれるかと思えます。そして、またそれを受けて１２月に市のほうで委嘱及び退職辞令交付式があります。

以上です。

○楠 和廣委員長           久米委員。

○久米啓右委員           民生委員さんというのは私の近所にもおられるんですけども、「引き続きしたい」という言葉をあまり聞かないんですけども、だいたい平均の在職年数というのはどのくらいですか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 一期3年となっておりますけども、途中で何かの事情で代わられる方もいらっしゃいます。平均しますと、今の民生委員さんで4.5年。1期の方が今106名いらっしゃいます。約3分の2の方が1期ということです。最長の方で、これはだいぶ長いんですけども、8期していただいている方がいらっしゃいます。  
以上です。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 民生委員さんの定数ですけども、これは県で決められてくるんですか。それとも市のほうで決まってるんですか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 今の定数なんですけども、民生委員のほうで151名、主任児童委員が9名、合計160名がおります。これは県のほうで前回のときに、その前々回のときの人数からこの人数でどうかというのが、何人が適切かというのが県のほうからこちらのほうに通知があります。それを受けて今回は160名の方でということで報告をしております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 はい、わかりました。民生委員さんの仕事っていうのは大変な仕事かと思えます。地域の方の、高齢者とか独居老人とか、そういう方の生活状況をみたりすると思うんですけども、テレビの報道なんかで個人情報のことが言われてまして、個人の生活に関する情報をあまり公開しないと。過剰反応とかいうことで何か言いますと「個人情報」ということがあるんですけど、民生委員さんに対して、そういう情報っていうのが必要かと思うんですけども、南あわじ市としては個人情報は民生委員さんに対してはどのような考え方でおられるのかということです。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 民生委員も特別公務員でありますので、守秘義務というのが課せられておりますので、民生委員活動に必要ながあればということで、情報提供については申し出があれば行っております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 それはどういう形で渡すのでしょうか。例えばコピーするとか、閲覧するとか。そういう形なんですか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 閲覧というか、ほとんど口頭でしておりますけども。

それと災害時要援護者ということで、昨年10月から11月にかけて、災害時用援護者台帳っていうのを登録しております。更新の手続きとか民生委員さんがしておりますので、そのときに援護者台帳の中身については65歳以上の高齢者も入っておりますので、これは台帳を作るときに個人情報保護審査会等にかけておりますので、65歳以上については申請をしたうえで、これは紙で渡しております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 日常、そういう形で援護者等の情報を民生委員さんがもっておられるということなんですけども、想定される南海地震等ですね、家屋倒壊が想定される場合もあるんですけども、そのときに民生委員さんだけでですね、当然救助できないわけですね。自治会とか消防とかですね、そちらの援助をいただかないと当然救助とかに行けないということで、そういう他の組織との情報の共有というのはどういう扱いになってますか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 先ほど申しました災害時要援護者台帳で民生委員のほう  
が2,510名の情報を保有してます。その2,510名分のことについて消防と自主防  
災組織、自治会ですけども、自治会のほうと共有できるということで協定書を結んでお  
ります。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 それは、現時点では自治会とか自主防災組織には情報は渡してないん  
でしょうか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 今年の3月末に連合自治会長と協定書を結んでおりまして、  
その後、単位自治会長さんのほうで必要があれば申請をしていただければお渡しする  
ということになってるんですけども、災害時要援護者台帳のシステムを今、名簿を地図に  
落としてるんですけども、先に地図に、住基から拾ってますので、実際に住基のところ  
と民生委員さんのつかんでいるところとマッチしてないところがあるので、再度民生委  
員さんに、実際にお住まいになっている地図のところでもいいのか、返している最中です。  
それができ次第、単位自治会さんの自主防災組織とかに役立てていただけるように提供  
する段取りとなっております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 早急にですね、その資料の整備をしていただいて、万一に備えていた  
だきたいと思います。災害時ですと自分とこの災害、家族とか守るのが最優先になりま  
すけども、独居老人等の救助というのも必要になると思いますので、資料の整備という  
のが急がれると思います。

それとですね、民生委員さんに関してですけども、特別地方公務員でしたかね、選挙活  
動で、今年も参議院選挙があるんですけども、選挙活動でいろいろと制限があると思う  
んですが、民生委員さんの制限ってどんなふうになってますか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 民生・児童委員さんにつきましては、民生委員法の中で、職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用することが禁じられているということで、そういう条文がありますので、選挙活動はできないということになっております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 選挙活動はですね、憲法で保障されております。選挙権、被選挙権は保障されております。民生委員法で具体的に書いてますよね、職務を利用した政治活動、選挙運動をしてはならないと。利用しなければよいという判断で南あわじ市は考えておられるんですか。民生委員さんに関してです。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 具体的に民生委員、児童委員が慎むべき政治活動というのがあります。個別訪問とか、特定の候補者の支援を求める目的の個別訪問。また政治団体の会員の勧誘をすること。選挙事務所に頻繁に出入りをすること。選挙カーに乗って回ること。特定の候補者の支援を求める目的を持って電話すること。特定の候補者のビラを街頭で配布すること。また候補者の演説に参加し、応援者として登壇すること。自家用車に候補者のステッカーを貼ること。特定の候補者の選挙ビラに応援として名前を掲載する等々となっております。

民生委員の担当区域内のほうではこういう限定をされているんですけど、区域外であればいいのかということになるんですけども、やはり隣接の区域等の住民の誤解を招くようなことは慎んで、その方が民生委員であるということはよくご存知のはずなので、それは慎んでいくようにということで、平成15年に県の民児連のほうから申し合わせということで出ますので、これは県の民児連の意向に沿ったように南あわじ市のほうでも申し合わせを守って、ということしております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 特別地方公務員というのはたくさん職種があると思うのですが、私の身近なところで体育指導委員もそうなんです。

ちょうど昨日、教育長から今年度・来年度の体育指導委員さんの委嘱がされたと思うんですが、体育指導委員さんについてはそういう選挙運動はどういうふうになってますか。

○楠 和廣委員長 教育部長。

○教育部長（奥村智司） 先ほど委員おっしゃってございましたように、体育指導委員におきましても非常勤の公務員であるというようにおきましては、公務員というように扱ってございます。そういう意味合いにおきましては公務員全部、常勤、非常勤にかかわらず地位利用による選挙運動は禁止されております。そういうようなところで体育指導委員におきましても地位を利用しての選挙運動、これについては禁止されているところでございますが、我々一般の公務員と違いまして、地方公務員法上の36条に言われます「政治活動禁止」というようなところは禁止されておられません。ですから地位を利用する選挙運動は禁止されておりますけれども、そうでない場合は常識的な判断でいいのではないかというような解釈でおりますけれども、ただ一般の方に誤解されるおそれもありますので、常識的な判断で対応すべきでないかと、このように思っております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 体育指導委員についても、やはり地位利用ということが禁止されているということは変わらないということです。わかりました。

そしたらですね、最後に、仮に民生委員さんが現職のままで市議会議員に立候補することについては、福祉のほうには関係ないんで所管外の話になるんですがよろしいか。所管外ですので、市としての見解をお聞かせ願いたいんですが。

○楠 和廣委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ここにおける者は専門家ではないので、市の見解ということをお聞かせいたしますと公式になってしまいますので、一度調べさせていただきたいというふうに思

いますが、一般的にはあり得る話ではないなど。立候補するということであれば、事前に退職していただいてからそうするということが望ましいのではないかなと思います。自然失職するというようなことはあるのかもわかりませんが、そういうことは、あってはならんことだというふうに思っております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 私の調べたかぎりでは失職はしません。それと民生委員も辞める必要はないです。民生委員のまま立候補できます。これは憲法で保障されてます。ただ、誤解を与えるということは、やはりあると思うので、県の民生の連合会のほうでは自ら辞してほしいという見解らしいです。当然私も議員以外では公務員の資格がありますがけども、議員になるとときには辞めなくても別に問題ないということなので、民生委員の方もあまり厳しい選挙運動の制約を加えるというのはいかがなものか、という考えです。  
終わります。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 まずひとつ目ですけども、人形会館の入札の状況はあれからどういうふうになっておりますでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 3月議会でもいろんなご質問いただきまして、その都度お答えをさせていただいて、いろいろとご心配をかけておりました。

現在は、結論から申し上げますと、6月中旬以降の第2回目の入札をめざして今、取り組んでおるところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 その6月中旬以降の入札ということですけども、ひとつは一部設計変更を加えたかどうか、またその入札のメンバーについても変更があるのかどうかは、ど

ういうふうに考えておられるか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 3月議会では変更せずという取り組みを説明させていただいています。その後、協議するなかで瓦製品を本体設計に入れさせていただくこと、これにつきましては、やはりあとのメンテの関係等がありますので、ひとつはそれでございます。

実はもう一点ありまして、屋根の部分で少し形を変えて、瓦を屋根にふくのは変わっていないんですが影の関係がありまして、若干カットをして、以上二点を変更設計をいたしまして、それで最終は審査会で審議していただくわけですが、現在は市内業者Aランクで本課としては考えて今のところ進んでいるところでございます。

以上でございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 というと再度、市内業者での入札というふうに理解をいたします。

これは「もし」とかいう想定の話はできないんだろうと思うんですけども、必ず今回落札していただかないと、なかなかあとあと非常に対応に難しい部分が出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、そのへんはきちんとやっていただけるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） 我々の考えといたしましては、ぜひ早い時期に業者が決まって次の段階へ進みたいと思っているところでございます。

ただ、万が一の場合については次の段階も考えていかないといけないのかなというように考えておるところでございます。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 その場合に、工期的に年度を越すというふうなことはありませんか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） この工期につきましては、当初から12カ月を越すという想定をさせていただきます。若干、補助事業の関係もございますので、そのへんは事務的にも充分処理ができるようなことを考えつつ、進めておるところでございます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 4月20日に、いわゆる抽出型による全国学力テストが実施されておりますが、その状況は本市では参加しなかったということによろしいのでしょうか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 今年度、方法としては抽出というようになりまして、市内の小学校におきましては4校、中学校におきましては1校というようことで、その抽出校に当たっておるわけなんですけれども、それ以外の小中学校につきましても同様の問題をいただくというようことで、それぞれ問題を受験するというようなかたちをとっております。

当然、採点なり分析というふうな問題も出てくるわけなんですけれども、抽出ではない学校につきましては各学校で、正式なといいますか本来分析されるような方法にはならないかもしれないんですけれども、学校独自で分析をするなりして、その学校の学力向上改善計画といったものに反映させるといったとらえ方で学力テストを実施しておると、受けておるということになります。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 ということは結局、県下81.7%に本市の学校は皆、入ると考えてよろしいんですか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資）　　そういうことになります。

○楠　和廣委員長　　登里委員。

○登里伸一委員　　実は4月20日か19日にお話になつとると思うんですが、報道の紙面では「学習面の課題を見つけるには全員参加がよいが、多大な予算がいるため、どちらともいえない（南あわじ市）」という文章がありますけども、これのご説明をお願いしたいんですけども。

○楠　和廣委員長　　学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資）　　的確な回答になるかどうかわからないんですけども、先ほど申し上げたなかで、分析というふうなことで子どもたちに問題を与えて解答させるというふうなことはそれぞれの学校で可能なんですけれども、それを回収いたしましてマルをつける、採点をするというふうなことで、答えが明らかなものについてはマルかバツか、正答なのか誤答なのかというふうなことはわかるんですけども、問題によっては文章によって解答するというふうなものがいくつかございます。それについての判断というのがなかなか、各学校でといたしますか、数学、算数、国語等の担当で、これをマルにするのか三角にするのかバツにするのかといったあたりで、やや判断がずれてしまうということも起こるかと思うんですね。そういったもので何らかの集計、問題数に対して正答数がいくらで何パーセントの正答率と出したとしてもですね、それが一律にその数値だけでいろいろと判断していいのかどうかというと、少し疑問があるところなんです。

　　そういった分析を考えていきますと子どもたちの学力課題というようなものを計るというふうなものはおおむねできるかとは思いますが、その学校でそのテストによらなくても普段の学習指導等で課題をつかんでおるというのも実際のところではないかなと思うんですね。

　　そういった意味合いで今回の全国学力学習状況調査が抽出となったというようなことで、それをすることによって必ずしも効果があるのかどうか、各学校の実態がつかめるのかどうかというようなものについて、やや疑問があるのかなというようなことで、そんな文章になっておるかと思えます。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 非常に奥が深いようで、私自身が簡単に全国一斉、全部が参加しなくては課題を見つけるというか、自分たちのいる場所がどのへんかというのがわからないというぐらいの単純な意味でありましたが、今そういうのを聞きますと、採点でもたいへんだということがわかりました。

国は抽出化によって約25億円を節約しておるんですが、この多大な予算がいるというのは市内全校でやると、いくらぐらいになるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 予算的なことを明確にお答えできないんですけれども、今回、抽出で行ったというふうなことで必要だった予算と、抽出以外で文部科学省のほう希望する学校については問題を送付してというふうなことをしていただきましたので、その差というのはかなりあると思うんですけれども、全校一斉に調査するというふうな費用は、おそらく今回行なったものの倍程度はかかってきておるのではないかなど。

委員お尋ねの市での必要なというようなことになってくると、ざっとした話でいきますと、中学校でしたら実力テストというような形の業者によるテストを行ったりすることもあるんですけれども、それに要する費用が、教科の数にもよるんですけれども、一人500円とか1,000円とかいうふうなものがかかってくるかと思います。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 いちおうこの件はこのくらいなんですが、やはり前に教育長にこういう情報を出せないというような話も聞いておりますが、どういう状況にあるかということとをせめて抽象的にでもわかったらなあという気がしておりますので、その点もよろしくお願いします。

次にですね、このごろテレビでも各紙でも、よく問題になって報道されておるんですけども、子宮頸がんのワクチンの助成のことがよく載っております。

本市の子宮頸がんワクチンを小学生の高学年か中学生に実施していくというような考

えはどのような考えをもってるのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○楠 和廣委員長 健康課長

○健康課長（中濱素三子） 子宮頸がんのワクチンにつきましては昨年度、国のほうで承認されまして、日本全国でも何箇所かは無料実施するというようなところもできております。明石におきましては全額公費負担というようなことで22年度の予算計上されているというような話もうかがっておりますが、南あわじ市においては22年度の予算においてはまだ上程しておりません。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 この件も非常に関心が強くなってきております。我々のところは田舎ですから、あまり生徒でそういうことはないだろうと思えますけれども、ぜひ関心をもって見守っていつてもらいたいということで、終わります。

○楠 和廣委員長 ほかに。  
小島委員。

○小島 一委員 「子ども手当」でお聞きしたいんですけども、つい昨日でしたか一昨日でしたか、海外に養子が五百何十人もおるということで、何千万という子ども手当を申請しようとした韓国籍の人がおるというふうなことを聞きました。

当市でこの子ども手当の実施状況というか、どういうふうに進んでおるかお聞きします。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 「子ども手当」につきましては、4月号の広報でお知らせとホームページで今後の手続き等をお知らせしております。

4月23日付で新規認定の対象者と額改定の対象者に通知をしております。児童手当を受給してる方についてはそのまま続けて子ども手当になりますので、その方についてはしておりません。

先に申しました4月23日付での分につきましては5月14日締め切りにして、それに間に合えば6月期に支払う。間に合わなければ、これは9月30日までならば遡って4月分から支給をいたしますので、随時払いとしております。

ケーブルテレビのほうでは5月7日から子ども手当についてお知らせをする予定にしております。

5月末から、児童手当に引き続き子ども手当になった方について現況届のお知らせをするということで、6月1日に支払いの方向で事務を進めております。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 ということは、今まで児童手当をいただいていた人も改めて申請し直しするという事によろしいですか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 児童手当を受給している方については、新たに申請する必要はございません。

新しく中学2年、中学3年生になった人の保護者、中学2～3年で下に児童手当対象のきょうだいがいる方だったらその保護者は5,000円だったので、額が今度13,000円に変わるということでその方々について手続きが必要です。

今まで児童手当を受けている方については必要はございません。

○楠 和廣委員長 小島委員。

○小島 一委員 具体的には申し込みがまだまだ今からの状態で、それに対して事務方の混乱というのはないというふうに理解してよろしいか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 4月23日（金）に手続きの必要な方については出しておりますけども、今日時点で、問い合わせはあるんですけども、混乱のあるような問い合わせ

せはございません。

○楠 和廣委員長 他に。

久米委員。

○久米啓右委員 図書館事業ですね、「ツールアイ」ってありますね。いわゆるポータルサイトなんですけど、具体的にどのように使われてるか、わかりますか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 図書館につきましては私のほうの所管になるわけなんですけど、ちょっと今、聞き取りづらいところがあったんですけど、もう一度お願いできますか。

○久米啓右委員 予算書では「ツールアイ使用料」393,000円を今年度使うということになってます。予算書のページ数でいきますと、一般会計の198ページです。

○楠 和廣委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時13分)

(再開 午後 2時14分)

○楠 和廣委員長 再開をいたします。

審査の途中ですが暫時休憩いたします。再開は2時25分です。

(休憩 午後 2時15分)

(再開 午後 2時25分)

○楠 和廣委員長 それでは再開をいたします。

休憩前に質問がありましたのでその質問の回答から。準備できましたか。

生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 先ほど確認をいたしました。

図書館流通センターと各図書館がオンラインで結ばれておりまして、図書の発注等、そういったものに利用しているというふうに聞いております。そのほか、そのツールアイのシステムを使いまして、新刊なんかの案内もあるそうです。

以上です。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 これも図書館でしか使うことができないんですかね。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） はい、その図書館流通センターというところも図書館を相手にした専門のセンターでございまして、一般市民が使うというようなものではないというふうに思います。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 図書館に関連して、先ほどの予算書の前ページに「TRC」ってありますよね。これも以前に出田議員が質問したかと思うんですが、この112万、この活用状況っていうのは具体的にどういうふうにしてますか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 「TRC」のマークのことでしょうか。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 私、あまり詳しく存じておりませんので、何でも結構です。  
「TRC」のことについて。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 私も恥ずかしながら、まだ完全に勉強しきれておりませんが、「ツールアイ」っていうのを聞くときに、市民の方が本を借られたときに図書館の職員がよくバーコードで読んでものを見てましたので、それかなと思ったときに、先ほど確認しましたら、「マーク委託料」というのがありまして、それはまた別に発注をさせてもらっているようです。

先ほどの「ツールアイ」っていうのは図書館流通センターとの発注であったり、案内のオンラインシステム。TRCのマークっていうのは図書館と市民の方々を結び、バーコードで貸し借りが明確に、スピーディにするというようなシステムというふうにかがっております。

以上です。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 ということは、我々が本借りたり返却したりするときにチェックする、データベース上にある本が今どこにあるかという、所在がそれでわかるということですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 実は私も4月に入りまして、南あわじ市の図書館カードを新しく作りました。そのときに記載事項が住所、名前、他にもあったと思うんですが、それらをデータベース化して、本を借りたときにバーコードを通しますので、今現在、どこそこの誰それにこの本が行っていると、そういうのがサーバー上にリンクされてるというような形になろうかと思えます。

以上です。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 わかってたらお答えいただきたいんですけども、行方不明になる本っていうのはたくさんあるんですか。

○楠 和廣委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（橋本浩嗣） 数日前に「図書館協議会」というのがございまして、そこで代表図書館の館長さんの話のなかにはやはり、行方不明の本はあるとお聞きをしました。ただそれが、冊数が年間どれくらいあるかっていうのは今のところ記憶にございません。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 せっかくお金を使ってデータベース化して所在を明らかにするシステムがあるので、行方不明になるというのがどうも理解できないんですけども、現物を手にせずデータが動くというようなことも発生するんですかね。例えば、返却されると必ず手にしてマーキングしますよね。本を手にせずデータが動くというようなことはあるんですか。

○楠 和廣委員長 教育部次長。

○教育部次長（岸上敏之） あってはならないことだと思うんですが、図書館での受付を通さずに外へ持っていく。そういうことも現実にはあるようでございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 わかりました。そういう心無い方がおられるということですけど、システム活用して十分に管理していただきたいと思います。  
終わります。

○楠 和廣委員長 他に。

それでは副委員長。

○久米啓右副委員長 委員長。

○楠 和廣委員長 一点だけおうかがいいたします。

以前、一般質問また委員会で質問があったと思うんですが、時代的な大きな社会的な問題として、自殺者の動向について、なかなかカウントしづらい部分があるかと思いますが、県のほうでは新年度から実態調査もするというのと予防対策への補助制度ということも打ち出しておるんですが、南あわじ市として、こういった問題に対して考え方、対応を考えておられるかお聞かせ願いたいと思います。

○久米啓右副委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この3月なんですけども、県の洲本健康福祉事務所のほうで3市回っていただいて、自殺者の動向について聞き取りがありました。

それでその背景とかを、どういう理由で自殺したとか分析をしております。補助のことなんですけども、今年の後半、たぶん9月補正か12月補正になるかと思うんですけども、国の交付金の名前は忘れたんですけども、交付金で10/10ということで兵庫県下各市町のほうに自殺対策について何かいうことで参っております。

そのなかで市独自では同じようなことを3市ともしても大きなことはできないだろうということで、淡路の「精神保健福祉協議会」というのを3市で設置しております。そのなかで各市にお金が下りてきますので、同じようなパンフレット、啓発用のパンフレットとかチラシを全戸配布をしようということで今年は計画をしております。

予算計上はできなかつたんですけども、県のほうから言ってくるのもちょっと遅くて、4月に入って3市で共通ということで補正は9月以降に置きましょうということで話が進んでおります。

○久米啓右副委員長 委員長。

○楠 和廣委員長 この予防対策の事業に対して県のほうが補助をするということかと

と思いますが、これもなかなか性格的に自殺者というのはカウントしづらい部分があるのかと思いますが、この自殺予防に対しては胸を張って市のほうでは事業が展開できるのではないかと。不幸にしてみずから命を絶った人をカウントして何人おるからというのはしづらい部分があるので、予防のほうに力を入れてやっていただきたいと思うのと、やはり県も全市町に対象を拡大するというような県のほうも考えがあるので、ぜひそういった予防対策に対して、市のほうも補助制度をなんぼの補助になるのかわかりませんが、補助制度を利用できる対策への事業計画をお願いしておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○久米啓右副委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 先ほど申しましたように、チラシとかを全戸配布をいたしますので、その内容につきましては「予防」いうことを一番念頭においてますので、また3市協議のうえ、中身は決めていきたいと思います。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 ちょっと私もちょいちょい利用させていただくんですけども、月2回、法律相談っていうのをやっておると思うんですけども、これ弁護士交互にやっておるんですけど、だいたいどのくらいの相談件数があるわけですか。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 月2回で定員が毎1回9人でございます。ですからだいたい満員になるんで、月18人×12でだいたい210件ぐらいの相談があります、年間で。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 日を決めて、何時って決めておるんですけど、それはそのなかで対応して、だいたいそのなかで納まっておるという解釈でよろしいですか。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 私のほうはそれで納まっておると思っております。

○楠 和廣委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 特に市民から、議員しておればいろいろ相談あるんですけども、よく法律相談とか行政相談とかいろいろあるなかでは、こういうようなものがありますよと言うんですけども、なかなか市民の方々、広報ではいついつと書いてあるんですけども、徹底というか充分理解してないような気がするんでね、どんな方法で知らせておるんですかという、これはいつも広報で第何週の何日にあるということをおっしゃるんですけども、機会がありましたら徹底するようにもしていただきたいと思うわけでございます。

こういうことについては、案外市民っていうのは、我々は直接関わっておるのでよく関心があるんですけども、とっさになってきて相談とかあるんでね、会合等々あるときにはそういうふうな相談事、市民相談とか法律相談とか行政相談、そういうようなことについてはちょいちょい市もこういうようなことを充分やっておりますよと、いうことを常に知らせていくっていうことも市の責任やと思いますし、一回やったからこれで充分知っておるっていうことでなしに、特に今から総会が、自治会総会をはじめ4月には総会があると思うんで、総会あるごとに市の相談事とか市民が常に心配されておるようなことについては、市としては、この分はこういうのでやっておりますということを知らせていくことが必要ではないかということを感じておりますのでね。

合併して5年もたてばもうわかっておるっていうのではなしに、やはりそういうことは、ことあるごとに報告なり説明はしてあげてほしいなという気がいたしましたんで、今関連して聞いたわけですけども、特にその面、法律相談のみに関わらず福祉のすべてのそういうふうなことについては徹底をさらにしていただきたい。

それと関係がすべてあるんですけども、市全体、今、合併して5年ですけども、市としてのイメージというかそれぞれの団体はまだまだ「南あわじ市」でなしに、旧町名を使った案内板とか、そういうふうなことがございますので、それらも行政として「南あわじ市」という表札をきちっとしていただきたいなと。だいぶなくなってきたように思

うんですけども、我々常に關心をもって見るものですので、まだまだ旧西淡町とか旧南淡町というような看板がまだ残っているところもあると思いますので、そこらもひとつ注意をしていただきたいなど、こう思っております。

○楠 和廣委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（堀川雅清） 法律相談とか年金相談もありますので、そういった件につきましても、これからいろいろ啓発していきたいと思っております。表札の件につきましても、今後そういったことが「南あわじ市」のほうに変わるような方向で考えていきたいと思っております。

○楠 和廣委員長 他に。  
議長。

○川上 命議長 ちょっとお尋ねしたいんですけど、南あわじ市も中田市長、少子化の課もこしらえて力を入れて、国のほうも子ども手当ということで支給がもうじきされるわけですが、しかし毎日の新聞を見ても、「児童虐待」というのは非常に、それも小さい子というなかで、死に至らせたり、大きな怪我をさせたりということが毎日のように新聞に載っております。

そういったなかで南あわじ市のほうも保育園で小さい子を扱われ、また幼稚園もそうですが、中学校、小学校とあるわけですが、「いじめ」と、今どのような状態か。状況が知りたいのと、ただ新聞紙上を見ても、関係者の話はたいていは「気がつかなかった」「今後二度とこのようなことはしません」とか「しないよう気をつけます」とか言う返答でだいたい終わってしまってるんですけど、南あわじ市の場合、こんな児童虐待またいじめ等がないのか、あるのか、いちおう状況を返答願いたいと思います。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） ただいまお尋ねの件なんですけれども、きちんとした数値的なものでお答えはできないんですけども、例えば市内の幼稚園、小中学校で児童虐待、いじめというようなものがあるのか、ないのかと言われると、「まったくありま

せん」というふうにはお答えしにくいかと思います。

そしたら例えば、いじめでは何件あるんやとかいうふうなお話になろうかと思いますけど、これは小中学校で月々、生徒指導上の問題行動の報告というようなものがあがって参りますので、それはそれで数としてはつかめるかと思います。ただ、子どもたちの実態として、いじめであれば非常に陰湿な部分もありますので、周りの教師、あるいは大人になかなか見えてこないというようなこともあろうかと思うんですけども、子どもたちの生活の様子といいますか、表情それから外見に表れてくるような怪我であるとか傷というふうなものを基に注意深く観察して発見をするというようなこと、あるいは発見したら早期に対応するというようなことを心がけておりますので、それなりの対応は可能かなと。まったくないというわけではないんですけども、細心の注意を払っておると言うことが現状かと思えます。

それと虐待につきましては、これは必ず発見したものについての報告等の義務がございますので、これも学級の担任なりが注意深くそれぞれの気になる子どもたちの家庭とやりとりをするというようなことをして、これも充分注意を払っておるところではないかなというふうに考えております。

○楠 和廣委員長 議長。

○川上 命議長 最近、私らの辰美中学校区は子どもは、小学校はバス通学で常に日常で子どもを見るということは、地域社会で見るとは少ないんですけど、おおかた学校で子どもは生活して、クラブ活動も学校ですするという形のなかで、先生とPTAの関係ですが、最近をしてみますと、PTAの方は自分の子どもだけの勉強、自分の子どもの放課後の社会体育とか、そういったクラブ活動に非常に力を入れる。そういったなかで先生との本当の意味での対話というものが少ない。

先生もいじめとか、そういったことがあって初めて気がついたようなことが新聞でよく載ってるわけですが、先生方も学校で子どもを預かった場合に朝、子どもより早く来て、一日子どもを朝から晩まで見よったら毎日毎日、勉強以外の子どもの性格とか、そういったことを調べて、気をつけておったら、そんなことはわかるはずだと私は思うんです。そういったなかで先生方ももう少し学校と父兄と学校での子どもの態度というようなものの連絡が、ちゃんとそういったことが日常でできているのか、できていないのか、ご返答願いたいと思います。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 一概に申し上げられないかと思えますけれど、各学校なり、校区の状況等によるかもしれないんですけども、やはり大切な子どもたちをお預かりしているわけですから、子どもたちが発信するSOSというようなものをしっかりと教師が受け止めて、早期に対応するというようなことは当然のことだと思いますので、そういう対応すると同時に保護者との連携といいますか、各学校、PTA、幼稚園もそうですけど、組織がございますので、そういった組織、役員の方々と力を合わせてですね、子どもたちの健全育成に力を入れていると。努力をして、そういった方向で悲しい事件といいますか事故、そういったものが起こらないように努めたいというふうに考えます。

○楠 和廣委員長 議長。

○川上 命議長 今のところ南あわじ市はあんまり、そういったことは耳に入ってきてませんので、教育長以下、学校関係者の方、なかなかしっかりそういったことができておるんだなあと思うわけですが、保育所の小さい子を預かっておるところで、職員の虐待とかそういったことは一度もなかったんですか、今まで。ということは、小さい子を預かった場合、誰でもそうやけど、にこにこ笑っている子どももギャーギャー泣くと、つい腹が立って、いろいろとはりとばしたり、つねったりということもちょいちょい聞くんですが、そういったことは耳にしてませんか。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 大事なお子様を預かっておりますので、そういうことはこちらのほうには入ってきませんし、してないと信じてます。しておりません。

○楠 和廣委員長 議長。

○川上 命議長 私もひ孫ができて、もうじき保育園に預けるんで、そういった心配と

かね、やっぱり自分自身も少しのあいだみるのは子どもはかわいいけど、長時間みるということになってきたら、泣いてきたら腹が立つというような人間感情のなかでそういったことがあるので、いろいろと南あわじ市の保育園の、そういったことは聞いたことがないんですけど、虐待とかそういったことが今後ともないように充分気をつけていただいて、新聞紙上では毎日、今日も載っております。本当に児童虐待というのは私自身も、テレビを見ておっても、そういった大人に対して非常に憎しみをおぼえるということで、自分自身にひ孫ができたときに初めて、虐待がないのかなあと思ったり、心配して今日聞かせていただいたような次第です。ひとつよろしくをお願いします。

○楠 和廣委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 今の言葉、また帰って所長・園長会とかのときにでも改めて、そういうことはないんですけども、話をさせていただきます。

○楠 和廣委員長 他に。  
登里委員。

○登里伸一委員 地域包括支援センターについてお聞きします。

2006年からいろいろと相談を受けておると思うんですが、その件数等はわかるんでしょうか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 今、委員仰せられたように、地域包括支援センターのほうで高齢者に関するいろいろな相談を受けております。具体的な件数については今、資料を持っておりませんので、また後刻報告したいと思います。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 また後日でも結構です。

この存在を市民の人がどれくらいの人知っておるのかなあと。普通は入院して退院す

るときに病院がいろいろとお世話してくれるんですけども、こういうところがあってこういうことができますよと。それからここではこんなですよということで、高齢者がこれから増加するんですから、介護のことについてはどんなものかなあというのは、そのときでなかったらあまり対応できないというのが現実で、私自身も個人的にはそうでした。

病院が非常に親切なので助かりましたが、普通はどんな状況なのかなど。家で倒れて、結局は病院へ行ってからの話になっておるのか、そのへんを知りたいということ。この地域包括支援センターが「こんなものがあるから介護に関しては相談してください」というふうな、市民に対するPRはどんなようにしておるのかなというのをお聞きします。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） まずPRの件ですけれども、「こういう制度があります」というようなことについてはパンフレット等を作って窓口に置いたりはしております。

また介護の関係者に対しては、こういう制度の内容については皆さん方、詳細は承知していただいていると思っております。特にケアマネージャーさん等は介護に関しての第一線になってきますので、地域包括支援センターからの情報提供等も随時行っているような状況でございます。

それから、介護といいますか自宅で倒れたらどうなるんやとかいうお話でございましたけれども、「介護」という性格上、倒れたときの対応っていうのはやはり「医療」にまずはなるのかなと思います。そのあとのことですけれども、病院と介護との連携ということで、今まだ充分できておりませんけれども、医療との連携ということで、それぞれの施設等も今、その充実に向けて動いているところでございます。

そういうふうななかで包括支援センターといいますのは、先ほど申し上げた相談等の業務以外にもいろいろな業務を行っております。特に介護度の低い方への対応というふうなことで予防事業も含めて行っております。それも含めて広報等でももっとPRをしていきたいと思っております。

○楠 和廣委員長 登里委員。

○登里伸一委員 経験からしまして、ほとんど病院で打ち合わせて、市の職員の方も来てくださって相談するという状況であると思うんですけども、結局支援センターにご相談に来る人というのは本当におるのかな、どうかなと。存在感があるのかどうかというのが知りたいと思うんですけど。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 包括支援センターで具体的な相談っていうのは介護のサービスの相談というよりも、むしろ虐待に近いようなお話であったり、あるいは非常に家庭内で困っているというふうなお話、いわゆる困難事例ということに対して専門の担当が対応していくというふうなケース多くございます。介護度の低いような方、あるいは全般的なことについては包括支援センターもそうですが、「在宅介護支援センター」という介護全般の相談窓口というふうなものもございます。

○楠 和廣委員長 他にございませんか。  
議長。

○川上 命議長 敬老会というのはどこが担当しておるの。ちょっと質問させていただくんですけど。

毎年、敬老会に議員さん、招待されていくわけです。そういったなかでそれぞれ、市長から始まって挨拶をすると。そして少しの余興をして弁当を持って帰るということで、非常に敬老会そのものに、遠いところからバスで送り迎えをしてくれるんですけど、結局はほんまの意味の「敬老」という意味にできていないという、ただ役員で出席する数だけそろえて行くというようなかたちで、昔の地区地区でやりよった敬老会が懐かしいなあという声が再三再四聞くわけで、昔は地区地区で弁当をいただいとお酒を交わして、久しぶりに会って、皆お互いに日常の話をすると。

しかし今の場合は、昔の町単位で1会場ですから知らん人ばかりでひとつも「敬老会」という楽しみの意味がないということで、敬老会そのものが、主催者側は執行部がやってるんですが、金を使った分だけ喜んでもらっていただけないというような老人が多少はおると思うんです。そういったことを聞きませんか、どうですか。

敬老会というものが消化試合で終わってしまってるのと違うかというような声も聞く

んですけど、どうですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 私どもの方で担当して行ってるわけですが、私どもは皆様方に敬老の意をこめて主催し、皆様方も満足していただいていると思っております。具体的に旧地区ごとといたしますかね、そういうふうな開催もしたらどうかというふうなご意見もありますけれども、やはり全体的ななかで旧町4会場というふうな考え方で今、考えておるところでございます。

○楠 和廣委員長 議長。

○川上 命議長 「敬老会」というのは企画運営すべてやりよるのは、毎年どこで検討しよるんですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 長寿福祉課のほうでございます。健康福祉部の長寿福祉課のほうでそれぞれの地区ごとに内容を検討いたしております。ただ南淡地区については実行委員会組織を作ってそのなかでやっております。

当然、老人会等とも相談しながらやっているところでございます。

○楠 和廣委員長 議長。

○川上 命議長 実行委員会っていうのはやっぱり本家本元の老人の敬老の人、入れたなかで実行委員会をどのようにするか。本当の意味の敬老になるのか、楽しい敬老会になるのかというような検討委員会はしていないんですか。

○楠 和廣委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（小坂利夫） 市全体としてはやっておりませんが、それぞれの会場で

老人会との意見の調整といいますか、突き合わせはやっております。

○楠 和廣委員長 議長。

○川上 命議長 毎年行ってもそういった声を聞いて、昼までに来賓方が挨拶したら弁当もらって食べるか食べらんかで帰ってしまうというような形で、本当の意味の敬老の皆さんを祝福しとらんでないか、挨拶だけ済んだら帰ってしまうやないかというような声も聞くし、もう一度いろいろと敬老される本人の意見、実際に声を聞いたなかで充実した、本当の意味での一年に1回の年寄りの方への感謝という会になるように充分検討してやっていただきたいと、こういうように思うわけです。

要望だけしておきます。

○楠 和廣委員長 他にございませんか。

久米委員。

○久米啓右委員 新学期が始まって2週間あまり経つんですけども、学校の不登校児とか生徒、適応教室等の状況はどんな状況なんでしょうか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 各適応教室の状況なんですけれども、残念ながらまだ、4月当初に指導員の連絡会議をもちまして今年度の方針といいますか、事業計画等を立てたところで、現在のところ各教室に通室するような児童生徒の実態は充分は把握できておりません。

ただ、ひとつは今年度4教室の指導員7名のうち3名が入れ替わるというふうな状況がございまして、継続している指導員につきましては各学校の管理職なり担当しておる教諭との面識があるわけなんですけれども、入れ替わった者につきましては学校訪問するなりして、連絡を密にしておるといふふうなところです。

それと年度変わったんですけれども、継続して通室が可能な児童生徒も中にはいるのは事実でございます。これは4教室あるなかで教室によっては2名とか3名とか4名とかというような数字になろうかと思えます。

現状はそういうふうなところでございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 7名のうち3名代わられたというのは非常勤の職員ですか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 適応教室の指導員ということでお願いしている方、7名のうち3名という意味でございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 予算のときに7名雇いますと、非常勤の。その予算が1,300万ほどついてるということで7名の方の報酬なんですけれども、正規の職員も適応教室の指導とかもされる場合もあるんですか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 委員おっしゃられている「正規の職員」というのが「学校の教諭」という意味を指されておるのかとは思いますが、市で各4適応教室に指導員として雇っておるのが7名ということになります。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 非常勤の職員ということでよろしいですか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） はい、そのとおりでございます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 南あわじ市の学校では4教室、現時点であるということによろしいですね。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） はい。旧町単位で適応教室を設けております。子どもたちがそこに通うのに、場合によっては自力で通うふうなことも可能のようというふうな考えのもとでそういうふう開設しております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 その4教室を7名の非常勤の職員で回してるという認識でよろしいでしょうか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） はい、そのとおりなんですけれども、現在1名が2教室を曜日を変えて掛け持ちをしておるというふうなことで勤務しております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 4教室のうち1名が2教室受け持ちとなると、非常勤の職員さん、余ってくるような気がするんですけども。どんな運営されてるんか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 説明不足で申し訳ございません。

4教室なんですけれども、2つの教室につきましては常時2名の体制で指導しております。残る2教室については専属で1名ずつ常にそこに職員いるわけなんですけれども、

先ほど申し上げた1名が曜日を決めてAの教室、Bの教室というふうに勤務しておると  
いうことで、合計7名の体制をとっております。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 実際の指導っていうのはどういう指導をされておるのでしょうか。通  
常の教室とですね、同じような授業もされるのでしょうか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 不登校といいますか、なかなか学校になじめない子ども  
たちが、場合によっては家に引きこもっているというようなことが起こるわけなんです  
けれども、そういった子どもたちに対して、学校には行きづらいんだけど学校に代  
わる場所として適応教室に通うというようなことで、ずっと家に引きこもっている状態  
の子どもたちを適応教室のところに外出させるというんですかね、そういうふうな取り  
組みをしてるのが適応教室と言えるかと思うんですけれども、そこで本来、小中学校で  
行っている授業というふうなものが展開できるかというのと、なかなか、児童生徒個々の  
状態にもよるんですけれども、それは難しいことがあります。

ただ単なる学力保障といいますか、それももちろん行ってはいくんですけれども、む  
しろ戸外へ出て人と接するというふうな機会を与えるというか、とらえるというふうな  
のが主な活動になってこようかと思えます。人間関係を、そういう能力を補っていくと  
いうか、つけていくというふうなことが主眼になってこようかとは思えます。

○楠 和廣委員長 久米委員。

○久米啓右委員 不登校の生徒もということでしたが、適応教室にも出てこない、自宅  
で引きこもりの生徒もおられると思うんですけれども、南あわじ市の学校ではどれくらい  
の人数、教室に通わない不登校の子は把握できてますか。

○楠 和廣委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（三谷高資） 厳密に言いますと各月ごとに報告があがって参ります生徒指導上の報告書で不登校の定めというのが、病気とかではなくて学校に行きづらいというふうな状況のなかで、年間30日を越えた者を「不登校」というふうな定義をしているわけなんですけれども、例えば現在でありますと、まだそれだけの日数経っておりませんので、30日を越えた欠席者は当然いないということになりまして、書類のうえでは不登校生はゼロになります。年度変わればリセットされた形でゼロになるんですけれども、月が進んで年度末に近づいて参りますと、30日の欠席を越えて不登校生となる児童生徒数が増えてくるというような傾向に統計上はなるということになります。

昨年度末でいきますと、小中学校で30～40というような数字になってこようかと思えます。

○久米啓右委員 わかりました。終わります。

○楠 和廣委員長 他に、ございませんか。

ないようでございますので、本日の所管事務審査審議について終結をいたします。

最後に執行部より報告事項がございますので、お願いをいたします。

生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 生活環境課長、高木でございます。

神戸寮につきまして報告させていただきます。

神戸寮につきましては3月31日の議会の決定をもちまして、その段階で売却手続きの大部分を終了しておりましたので私のほうから説明させていただきたいと思えます。

まず、神戸寮につきましては4月2日から4月15日まで買っていただく方の募集をしました。そして16日、入札しましたところ4名の、または4社の合計4件なんですけれども、参加者がございまして、落札することができました。そして4月21日までに売買契約と、あと土地の登記関係の書類をいただきまして、この後、金額が入りしだい登記にかからせていただいて、登記が済みますと引き渡しというような手続きになります。

ただ、今まだ引き続き管理人さんがそこに住み込みで管理をしておりますので、6月末まで管理人さんで管理をしていただいたらどうかと打診しましたところ、それはそれがかまいませんという買い主の結果でございました。

ですから遅くとも6月の中ごろまでに入金いただき、6月の末に引き渡しというような手はずになっております。ただ、入札結果、契約金額、後任者等につきましては、これはまだ非公開というところがございます。県のほうもそういう措置をとっていると伺いましたので、登記できしだい一部公表できるかとそのように考えております。

以上です。

○楠 和廣委員長 執行部、他に何か報告事項ございませんか。

教育部長。

○教育部長（奥村智司） 教育委員会からでございますが、人形会館のことでございますが、もうすでに先ほど、小島委員さんからのご質問もありまして、岸上次長のほうからも答弁させていただいたとおりでございますが、以後の予定でございますが、設計の一部変更をさせていただきまして、市内Aランク業者による制限付一般競争入札で入札審査会に審査を依頼し決定いただいた後、入札の事務を行っていきたいと、このように考えております。

たいへん遅れて申し訳ございませんでした。入札の実施時期につきましては、6月の中旬以降の予定で進んでおります。

以上で報告とさせていただきます。

○楠 和廣委員長 他に執行部、ございませんか。

なければ閉会のことばを久米副委員長お願いします。

○久米啓右副委員長 本日は各委員の質問に執行部には丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

これをもちまして文教厚生常任委員会を終了いたします。

どうもご苦労様でした。

（閉会 午後 3時17分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 4月26日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 楠 和 廣